西部工場維持管理記録(1号炉)

更新日 令和7年6月30日

	測定	項目		規制基準	令和7年度												
	位置		<u> </u>	从则 至午	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物	-	処理量	t	_	5, 325. 67	166. 34											
燃焼ガス ^{※1}	1	測定結果通知日		_	R7. 5. 1	R7. 6. 1											
燃焼室ガス温度	1	測定結果	°C	_	899	906											
集塵器入口温度	1	測定結果	°C	_	243	246											
一酸化炭素濃度	1	測定結果	ppm	_	4. 0	3. 0											
		冷却設備	実施日	_	R6. 10. 1∼R6. 11. 25												
たい積した ばいじんの除去	-	ガス処理設備	大心口	_	R6. 10. 1∼R6. 11. 25												
		備	考	_	冷却設備及びガス処理設備にたい積したばいじんの除去は、工場稼働中は自動で行われます。												
排ガス中の		排ガス	採取日	_	R6. 7. 31												
ダイオキシン	煙突	測定結果通知日		_	R6. 8. 26												
類濃度		測定結果 ng-TEQ/m3N 1以下			0. 0034												
排ガス中のばい煙量		排ガス採取日		_	R7. 4. 22	-											
またはばい煙濃度		測定結果	是通知日	_	R7. 5. 15	-											
窒素酸化物		測定結果	ppm	250以下	110	-											
		規制基準	m3N/h		89. 7	-											
硫黄酸化物	煙突	測定結果 m3N/h	八世况即	0.03未満	-												
颁		規制基準	ppm	(8. 76)	1, 167	-											
		測定結果	ppm		0.5未満	-											
塩化水素		測定結果 mg/m3N		700以下	2未満	-											
ばいじん		測定結果 g/m3N		0.08以下	0.001未満	-											

^{※1} 燃焼ガスの測定結果は連続記録計の平均値 ※2 ダイオキシン類は年一回測定 ※3 排ガスは二月を超えない作業期間ごとに一回以上測定

^{※4} 未満とは定量下限値を下回っていて測定できないことを表しています。

西部工場維持管理記録(2号炉)

更新日 令和7年6月30日

	測定	項目		規制基準	令和7年度												
	位置		<u> </u>	况削基华	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物	_	処理量	t	_	0.00	3, 562. 65											
燃焼ガス ^{※1}	1	測定結果	通知日	_	-	R7. 6. 1											
燃焼室ガス温度	_	測定結果	°C	_	-	929											
集塵器入口温度	_	測定結果	°C	_	-	242											
一酸化炭素濃度	ı	測定結果	ppm	_	-	1. 9											
		冷却設備	実施日	_	R6. 5. 17∼R6. 10. 23												
たい積した ばいじんの除去	_	ガス処理設備	大心口	_	R6. 5. 17∼R6. 10. 23												
		備	考	_	冷却設備及びガス処理設備にたい積したばいじんの除去は、工場稼働中は自動で行われます。												
排ガス中の		排ガス	採取日	_	R6. 12. 27												
ダイオキシン	煙突	測定結果通知日		_	R7. 2. 3												
類濃度		測定結果 ng-TEQ/m3N 1以下			0. 0068												
排ガス中のばい煙量		排ガス	採取日	_	-	_											
またはばい煙濃度		測定結果	建通知日	_	-	_											
窒素酸化物		測定結果	ppm	250以下	-	_											
			m3N/h	_	_												
┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	煙突	測定結果	m3N/h	K値規制	-	_											
硫 東酸化初		規制基準	ppm	(8. 76)	-	_											
		測定結果	ppm		-	_											
塩化水素		測定結果 mg/m3N		700以下	-	_											
ばいじん		測定結果 g/m3N		0.08以下	-	_											

^{※1} 燃焼ガスの測定結果は連続記録計の平均値 ※2 ダイオキシン類は年一回測定 ※3 排ガスは二月を超えない作業期間ごとに一回以上測定

^{※4} 未満とは定量下限値を下回っていて測定できないことを表しています。

西部工場維持管理記録(3号炉)

更新日 令和7年6月30日

	測定				令和7年度												
	測定 位置	項	目	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
一般廃棄物	_	処理量 t		_	5, 237. 01	5, 711. 69											
燃焼ガス ^{※1}	_	測定結果通知日		_	R7. 5. 1	R7. 6. 1											
燃焼室ガス温度	_	測定結果	°C	_	795	932											
集塵器入口温度	_	測定結果	°C	_	198	233											
一酸化炭素濃度	_	測定結果	ppm	_	0. 9	2. 3											
		冷却設備	実施日	_	R6. 11. 9∼R7. 3. 24												
たい積した ばいじんの除去	_	ガス処理設備		_	R6. 11. 9~R7. 3. 24												
		備考 —			冷却設備及びガス処理設備にたい積したばいじんの除去は、工場稼働中は自動で行われます。												
排ガス中の ダイオキシン		排ガス	採取日	_	R6. 10. 25												
	煙突	測定結果通知日		_	R6. 11. 22												
類濃度		測定結果 ng-TEQ/m3N 1以下			0. 058												
排ガス中のばい煙量		排ガス	採取日	_	R7. 4. 30	-											
またはばい煙濃度		測定結果	具通知日	_	R7. 5. 16	-											
窒素酸化物		測定結果	ppm	250以下	110	-											
		規制基準	m3N/h		88. 4	-											
│ │ │ 硫黄酸化物	煙突	測定結果	m3N/h	八旧九市	0.03未満	-											
侧. 典. 敬. 化. 初		規制基準	ppm	ppm (8. 76)	1, 188	-											
		測定結果	ppm		0.5未満	-											
塩化水素		測定結果	mg/m3N	700以下	2未満	_											
ばいじん		測定結果 g/m3N		0.08以下	0.001未満	-											

^{※1} 燃焼ガスの測定結果は連続記録計の平均値 ※2 ダイオキシン類は年一回測定 ※3 排ガスは二月を超えない作業期間ごとに一回以上測定

^{※4} 未満とは定量下限値を下回っていて測定できないことを表しています。